

越前町建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月 策定

平成 28 年 4 月 改定

令和 3 年 4 月 改定

令和 8 年 3 月 改定

越 前 町

越前町建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性	1
(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正	1
(3) 「越前町建築物耐震改修促進計画」の位置付け	2
(4) 「越前町建築物耐震改修促進計画」の改定	2

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況	3
(2) 計画の対象となる建築物の分類	3
(3) 耐震化の現状と目標	4
(4) 町有建築物の耐震化の現状と目標	8

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取り組み方針	10
(2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策	10
(3) 安心して耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備	11
(4) 地震時の総合的な安全対策	12
(5) 地震時に通行を確保すべき道路	13

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) 想定地震における震度分布の予測	14
(2) 相談体制の整備・情報の充実	14
(3) 広報資機材等の作成とその活用	14
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	15
(5) 町内会等との連携	15
(6) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ	15

第4章 その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体との連携	16
(2) 居住空間の安全性の確保	16
(3) 計画の検証	16

参考資料	17
------	----

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、多くの方の尊い命が奪われましたが、そのうち約9割は家屋、家具等の倒壊による圧迫死であったと言われていています。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準に適合していない住宅・建築物でした。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震等の大地震が頻発しており、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあります。このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

また、令和6年1月には、隣接する石川県の能登半島で地震が発生し、耐震化率の低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じています。大規模な地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、地震による死者数および経済被害を最小限に止めるために、早急に建築物の耐震化を進め、地震被害に強いまちづくりを推進する必要があります。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年10月に制定されましたが、十分に耐震化が進みませんでした。

そこで、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。この改正により、国土交通大臣には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」の策定が、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村には耐震改修促進計画策定の努力義務が課せられました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後、平成25年5月に耐震化をより促進するため、耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。）において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物について、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取り組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や災害時要援護者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

(3) 「越前町建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「越前町建築物耐震改修促進計画」(以下、「本計画」という。)は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法第6条に基づき、町内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために策定するものです。

福井県では、耐震改修促進法第5条に基づき、平成18年12月に「福井県建築物耐震改修促進計画」(以下、「県計画」という。)を策定しており、本計画は、国基本方針や県計画、越前町地域防災計画を踏まえて、町内の住宅・建築物の耐震化の現状を分析し、対策を具体的に推進するため、建築物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を定めています。

(4) 「越前町建築物耐震改修促進計画」の改定

平成19年度に平成27年度までの8年間を計画期間とし計画を策定して以降、耐震改修促進法の改正や建築物の耐震化の状況を踏まえ、平成28年度および令和3年度に計画期間を5年間延長して引き続き耐震化の推進に取り組んできました。

耐震化率の向上等、取り組みの成果が出ているものの、今後も大地震に対する町民の安全・安心の確保に努めていく必要があること、また、国基本方針および県計画において令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標として示されていることから、計画を改定し、計画期間を令和17年度まで10年間延長して引き続き耐震化の推進に取り組んでいくこととします。

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

越前町地域防災計画において、大規模地震が発生した場合の被害想定は、福井県が平成22・23年度に実施した「福井県地震被害予測調査」の結果をもとに、次のとおり予測しています。

福井県において予想される大規模地震として、福井平野東縁断層帯による地震（想定マグニチュード7.6）と浦底－柳ヶ瀬山断層帯による地震（想定マグニチュード7.2）の2つを想定しています。

項 目		福井平野東縁断層帯		浦底－柳ヶ瀬山断層帯	
震 度		4～6強		5弱～6弱	
建物被害 (棟)	全壊	39	(0.3%)	107	(0.8%)
	半壊	149	(1.1%)	1,219	(9.3%)
	火災・延焼	0	(0.0%)	0	(0.0%)
人的被害 (人)	死者数	1	(0.0%)	7	(0.0%)
	負傷者数	18	(0.1%)	150	(0.6%)
	重症者数	2	(0.0%)	7	(0.0%)
	軽症者数	17	(0.1%)	144	(0.6%)

(2) 計画の対象となる建築物の分類

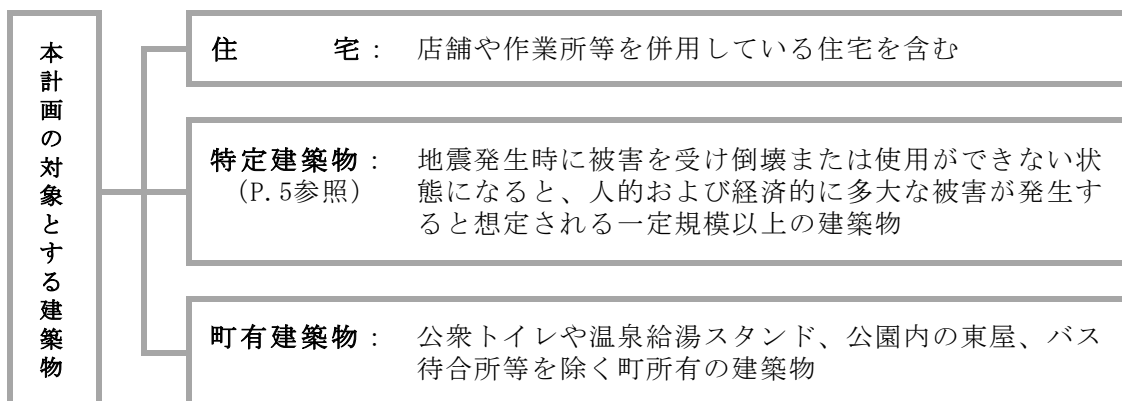
昭和53年に発生した宮城県沖地震で、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生したことから、耐震性の向上を図るために木造住宅の必要な壁量の見直しや建物をバランスよく設計するための基準ができるなど、建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月から施行されました。

この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は、阪神・淡路大震災において被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には、宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため、建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

そこで、本計画では新耐震基準で建築されたものは耐震性があるものと捉えます。一方、旧耐震基準で建築され耐震診断が未実施の建築物については、国で把握している耐震診断の実施結果に基づく耐震化率に準じて耐震性を有するものと推計される棟数を考慮に入れて耐震化率の現状を算出します(P.38参照)。

本計画の対象とする建築物は「住宅」「特定建築物」「町有建築物」とします。



(3) 耐震化の現状と目標

①住宅

《現状》

総務省統計局が5年毎に集計・公表している「住宅・土地統計調査結果」に基づき、令和5年までの住宅戸数の推移から令和7年までの越前町内における住宅戸数および耐震化率の現状を推計しています。また、令和2年5月に国から耐震化率の新たな推計方法が示され、耐震化率の見直しを行いました。

その結果、令和7年においては、人が居住している住宅約5,850戸のうち、耐震性を有する住宅は約4,890戸で耐震化率は83.6%と推計されます。

●住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前の住宅数②	昭和56年以降の住宅数④	耐震性を有する住宅数⑥ [③+⑤]	耐震化率 (%) [⑥÷①]
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
平成19年 (推計)	6,710	3,650	3,060	4,620	68.9%
		1,560	3,060		
平成26年 (推計)	6,560	3,080	3,480	4,920	75.0%
		1,440	3,480		
令和2年 (推計)	6,360	2,860	3,500	4,940	77.7%
		1,440	3,500		
令和7年 (推計)	5,850	2,230	3,620	4,890	83.6%
		1,270	3,620		

注：「令和5年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局) データから作成

「住宅・土地統計調査」は標本調査(サンプリング調査)であるため、推計値は標本誤差を含んでいます。

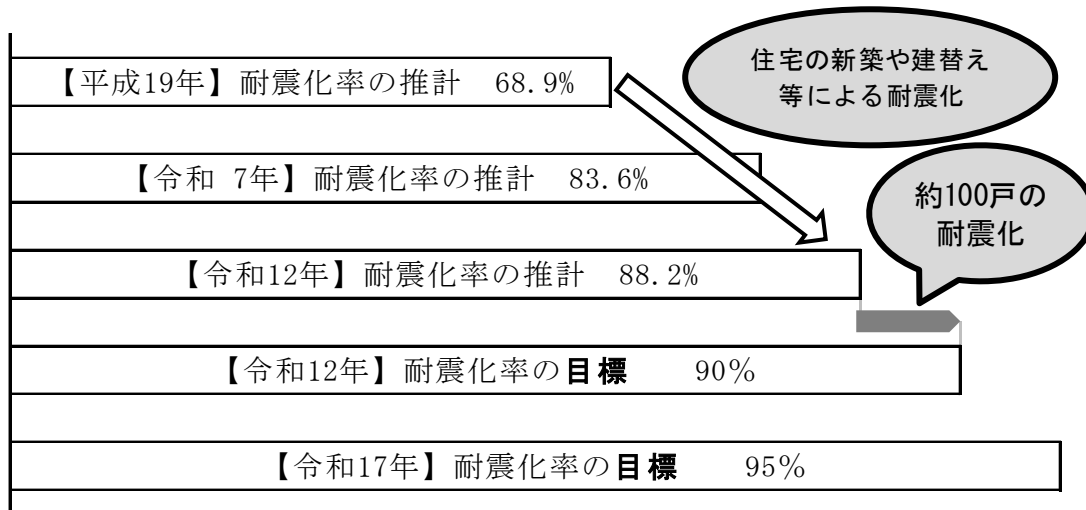
※国の耐震化率の算出方法により推計 [P. 38 参考資料5-②参照]

《 目標 》

本町の耐震化の状況を踏まえ、これまでの計画において、令和7年の耐震性を有する住宅の割合を90%とすることを目指してきました。しかし、令和5年住宅・土地統計調査結果から、令和7年の耐震化率は83.6%と推計され、目標の90%に届いていない状況です。

本計画においては国基本方針を踏まえ、耐震性が不十分な住宅を10年後（令和17年）には95%とすることを目標にします。

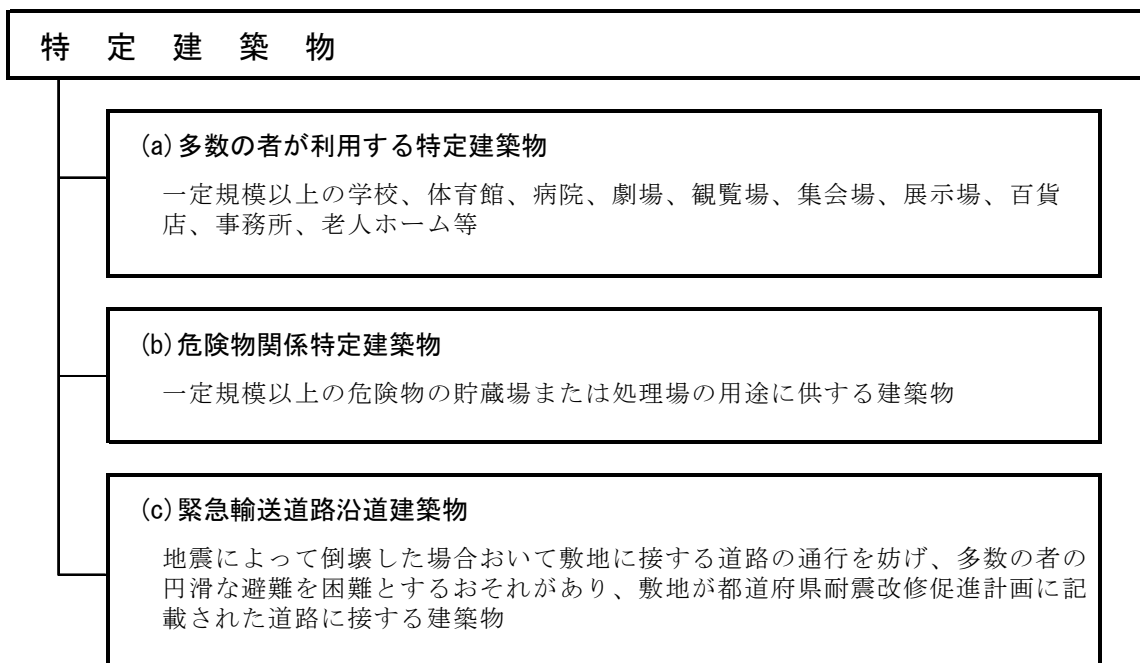
なお、令和12年には、昭和56年5月以前に着工された住宅の建て替え等が進み、人が居住している住宅約5,610戸のうち、耐震性を有する住宅は4,950戸で耐震化率は88.2%と推計されますが、様々な施策（第2章 P.10～参照）を推進することによって約100戸の耐震化を進め、令和12年の耐震化達成率90%達成(中間目標)を目指します。



②特定建築物

《 特定建築物とは 》

本計画では、耐震改修促進法を踏まえ特定建築物を以下のように分類します。



(a) 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号に定める建築物）です。用途と規模を整理すると以下の表のようになります。

表 多数の者が利用する特定建築物の一覧

用 途	規 模 要 件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
事務所	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

《 現 状 》

越前町内には「多数の者が利用する特定建築物」が 90 棟あり、新耐震基準で建てられた建築物棟数に、旧耐震基準で建てられた建築物のうち耐震診断をした場合に耐震性が有ると推計される棟数を含めると、令和 7 年度の耐震化率は 92%と推計されます。

詳細は、次の表のとおりです。

●多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和 7 年度）

（単位：棟）

分類	建築物の 総棟数①	新耐震基準により 建築された建築物 の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					旧耐震基準のうち 耐震性を有すると 推計される建築物 の棟数⑧	耐震性を 有する建築物の棟 数⑨(②+ ⑤+⑦+ ⑧)	耐震化率 (推計)⑨/ ①	
			耐震診断実施棟数④			耐震性 有⑤	耐震性 無⑥				耐震改修 実施棟数 ⑦
			21	10	2						
合計	90	69	21	10	2	7	7	5	83	92%	
公共 建築物	福井県	4	4	0	0	0	0	0	4	100%	
	越前町	48	38	10	8	2	6	6	47	98%	
	計	52	42	10	8	2	6	6	51	98%	
民間建築物	38	27	11	2	0	1	1	4	32	84%	

※⑧は国の耐震化率の算出方法により推計 [P. 38 参考資料 5-②参照]

《 目 標 》

大規模地震が発生した際、人的および経済的被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。多数の者が利用する特定建築物については、令和 7 年度の耐震化率が 92%と、令和 2 年度の耐震化率と同じ数値となっているため、引き続き耐震化の推進を図っていきます。

(b) 危険物関係特定建築物

危険物関係特定建築物とは、石油や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵または処理する建築物※（耐震改修促進法第 14 条第 2 号に定める建築物）です。越前町には、これに該当する建築物はありません。

※詳細は P. 42 「参考資料 9」 参照

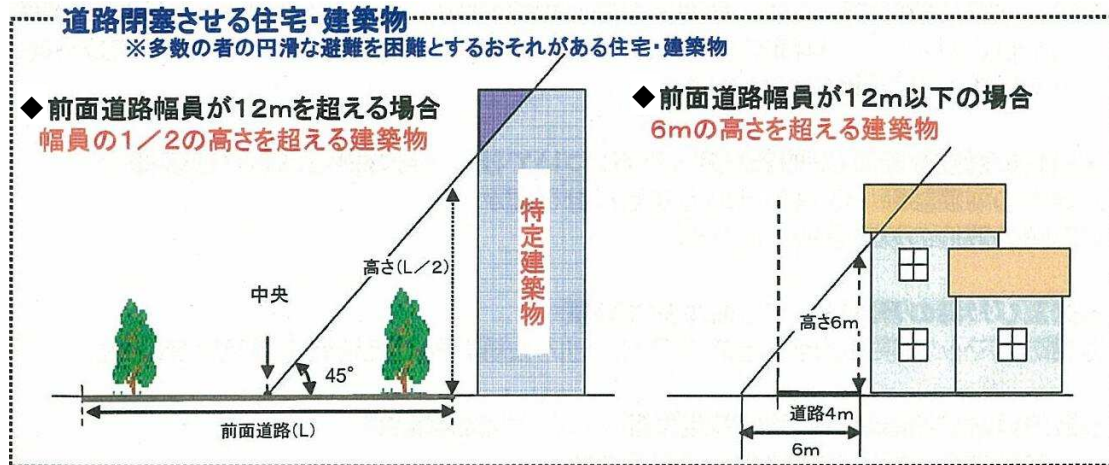
(c) 緊急輸送道路沿道建築物

「緊急輸送道路沿道建築物」とは、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」において選定された道路（以下「緊急輸送道路」という。P. 39 参照）の沿道の建築物のうち、次の図に示すように地震によって倒壊した場合に道路を閉塞するおそれのある建築物です。

前面道路の幅員によって該当基準が変わります。

◆前面道路幅員が 12m を超える場合 前面道路幅員の半分の長さを超える高さの建築物

◆前面道路幅員が 12m 以下の場合 6m を超える高さの建築物



地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、全ての緊急輸送道路沿道で「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」の耐震化を図ることが必要となります。

なお、町で緊急輸送道路の沿道建築物の状況を調査した結果、旧耐震基準により建築された建築物で「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」は61棟(建築年代が不明である7棟を除く)ありました。

(4) 町有建築物の耐震化の現状と目標

《 現状 》

耐震改修促進法では、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を、耐震化を図るべき特定建築物の対象としています。町有建築物の中にはこれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

町有建築物の総棟数は271棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は204棟あります。旧耐震基準により建築された建築物は67棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは5棟、耐震性が不十分であったものは7棟ありましたが、すべて耐震改修が実施されています。よって、町有建築物で耐震性を有している建築物は216棟で、令和7年度の耐震化率は79%となります。

建築物の分類別にみると町営住宅などの特定多数の者が利用する建築物の耐震化が進んでいないのが現状です。

《 目標 》

大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、災害時に重要な役割を果たす町有建築物や多数の者が利用する町有建築物の耐震化を図ることが重要です。

町有建築物の令和7年度の耐震化率は79%となり、令和2年度の耐震化率71%から上昇しているものの、目標としていた90%には届いていない状況です。

耐震化されていない町有建築物については、行政改革による建築物の統廃合、少子化による人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した耐震化を実施し、10年後（令和17年度）には、耐震化率を90%とすることを目指します。

● 町有建築物の耐震化の方針

- ・耐震性が確認されていない施設の維持管理方針を定めます。
- ・耐用年数を経過した施設の利活用方針について早急に検討します。
- ・耐震性が確認されていない施設のうち解体予定が無い施設の耐震化を推進します。

● 町有建築物の耐震化の現状と目標（令和7年度）

（単位：棟）

分類	用途	建築物の 総棟数①	新耐震基 準により建 築された建 築物の棟 数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					耐震性 有棟数⑧ (②+⑤+⑦)	令和7年度 耐震化率 ⑧/①	R2年度 耐震化 率	H27年度 耐震化 率	H19年度 耐震化 率	
				耐震診断実施棟数④			耐震性有 ⑤	耐震性無 ⑥						耐震改修 実施棟数 ⑦
災害時の拠点となる 建築物	庁舎、町立病院、 町立学校、福祉施 設等	98	80	18	10	4	6	6	90	91%	75%	76%	71%	
不特定多数の者が利 用する建築物	図書館、博物館等	31	27	4	0	0	0	0	27	87%	81%	80%	80%	
特定多数のものが利 用する建築物	町営住宅等	63	37	26	1	1	0	0	38	60%	56%	34%	32%	
	施設管理事務所 等	30	20	10	0	0	0	0	20	66%	59%	62%	60%	
その他の町有施設		49	40	9	1	0	1	1	41	83%	77%	77%	77%	
合計		271	204	67	12	5	7	7	216	79%	71%	64%	62%	

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まずは建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じ、耐震診断および耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本方針とします。

また、町有建築物については、行政改革による建築物の統廃合、少子化による人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した耐震化を実施します。

(2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

現在、町では、住宅の耐震診断と一体的な改修計画作成に対する支援を実施しています。また、耐震性が不十分と診断された住宅の耐震改修に対しても支援を実施しています。

今後の取り組みとして、町民に対し、建築物の耐震診断および耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発に努めます。

●越前町の支援制度

耐震診断・補強プラン	<p>「木造住宅耐震診断促進事業」</p> <p>『耐震診断』と、耐震診断の結果、耐震性能が不十分と診断された住宅の耐震性を向上させるために、「どこをどの程度改修すればよいか」やそのための費用の概算を知ることができる『補強プラン』作成の支援を行っています。</p> <p>旧耐震基準の木造住宅（在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法により建築された、自ら居住するために所有する一戸建て住宅で、3階建て以下のもの）であれば、一定の個人負担で支援を受けることができます。</p>
耐震改修	<p>「木造住宅耐震改修促進事業」</p> <p>耐震診断の結果、耐震性能が不十分と診断された旧耐震基準の木造住宅（在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法により建築された、自ら居住するために所有する一戸建て住宅）について、耐震診断士が作成した補強プランに基づき、一定基準以上の耐震性を確保するため改修工事の費用の一部を支援します。</p> <p>住宅全体の改修だけでなく、条件によっては部分改修についても支援の対象としています。</p>

耐震改修	<p>「伝統的な古民家の耐震改修促進事業」</p> <p>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された旧耐震基準の木造住宅のうち、伝統的構法によるもの、または終戦前の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものとして「福井の伝統的民家」に認定されたものを、耐震診断士が作成した補強プランに基づき、一定基準以上の耐震性を確保するため改修工事の費用の一部を支援します。</p> <p>住宅全体の改修だけではなく、条件によっては部分改修についても支援の対象としています。</p>
建替え	<p>「旧耐震住宅建替事業」</p> <p>旧耐震基準で建設された木造住宅を解体し、新築住宅を取得（建設または購入）する所有者にその費用の一部を支援します。</p>
税の優遇	<p>「住宅耐震改修に対する特例措置」</p> <p>既存住宅において令和10年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除を受けることができます。</p>

※各種支援には、ここに記載した以外にも詳細な要件があります。

（3）安心して耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備

① 木造住宅の耐震診断および耐震改修を推進するための体制整備

町民が安心して耐震診断および耐震改修を依頼できるように、耐震改修に係る各種相談に応じています。今後も、耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断および耐震改修が行うことができる環境整備を図ります。

また、県や建築関係団体の相談窓口についても紹介していきます。

② さまざまな耐震改修工法の普及

公的機関や民間企業により、さまざまな耐震改修工法が開発・提供されており、工事費や工期の軽減、屋外からの工事で耐震性を向上させることが可能なものもあります。今後、県や建築関係団体とも連携し、新たな耐震改修工法の普及を行っていきます。

③ 多雪区域の住宅の耐震改修を促進するための支援の強化

多雪区域は積雪荷重の影響により改修工事費が高くなる傾向があります。本町は全域が多雪区域に指定されており、改修補助額を拡充して支援を行っていきます。

④ 伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

町内には、地域における風土、文化等を反映した福井県特有の形態および意匠を有している伝統的民家が存在しています。

伝統的民家の伝統構法は、ある程度変形することで地震に耐える特有の構造様式であるため、現行の木造住宅の耐震診断や耐震改修になじみにくい面があります。

このため、県や建築関係団体と連携し、伝統的民家に適した耐震化の手法を検討します。さらに、確立された手法を普及啓発することにより、伝統的民家が形成されている地域の特色を後の世代に継承していきます。

(4) 地震時の総合的な安全対策

① 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成 28 年 4 月の熊本地震や令和 6 年 1 月の能登半島地震など、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の屋根瓦や窓ガラス、外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。建築基準法でそれぞれの安全性の規定が定められた年次が異なるため、たとえ新耐震基準で建築された建築物で倒壊等の被害がないとしても、例えば大規模空間の天井が崩落し、死傷者が発生する可能性があります。

また、屋根瓦については令和 4 年度に緊結方法に関する基準が強化され、原則すべての瓦について緊結が求められています。その他、建築物内に設置された家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するための対策や、一定規模時以上の地震の際にガスや電気の供給を遮断するマイコンメーターや感震ブレーカーによる対策も重要です。

これらの二次的被害の防止対策についても、普及啓発していきます。

② 建築設備の安全対策の推進

所有者に電気給湯器等の建築設備の転倒防止措置を講ずることやエレベーターの閉じ込め防止対策等について普及啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

③ ブロック塀等の安全対策の推進

平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生し、また、県内においても令和 5 年 9 月にブロック塀の倒壊により児童が重傷を負う事故が発生しました。

町では県や教育委員会と協力し、危険ブロック塀の実態把握を進め、令和 2 年度から危険ブロック塀等の除却等を促進する支援を行っています。

引き続きブロック塀の危険性について周知し、通学路・避難路の安全確保に努めます。

④ 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊並びに瓦や外壁等、建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係る二次的被害が発生する場合があります。被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険 (赤)」「要注意 (黄)」「調査済 (緑)」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが大変重要です。

そこで、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、県と県内市町で構成する福井県被災建築物応急危険度判定協議会を平成 11 年度に設立し、判定士や市町担当者を対象とした模擬訓練を実施するなどの体制整備を図っています。

町は、災害に伴う建築物の倒壊や落下物による二次的被害の防止を図るため、必要に応じ

て、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請します。県内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県は、隣接府県等との応援協定に基づき、応急危険度判定士の派遣を要請します。

⑤ 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の周知

熊本地震や能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成 12 年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られました。

これを受けて、昭和 56 年から平成 12 年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」を（一財）日本建築防災協会がとりまとめていることから、耐震性に不安のある当該住宅の所有者等に対して当該方法について周知していきます。

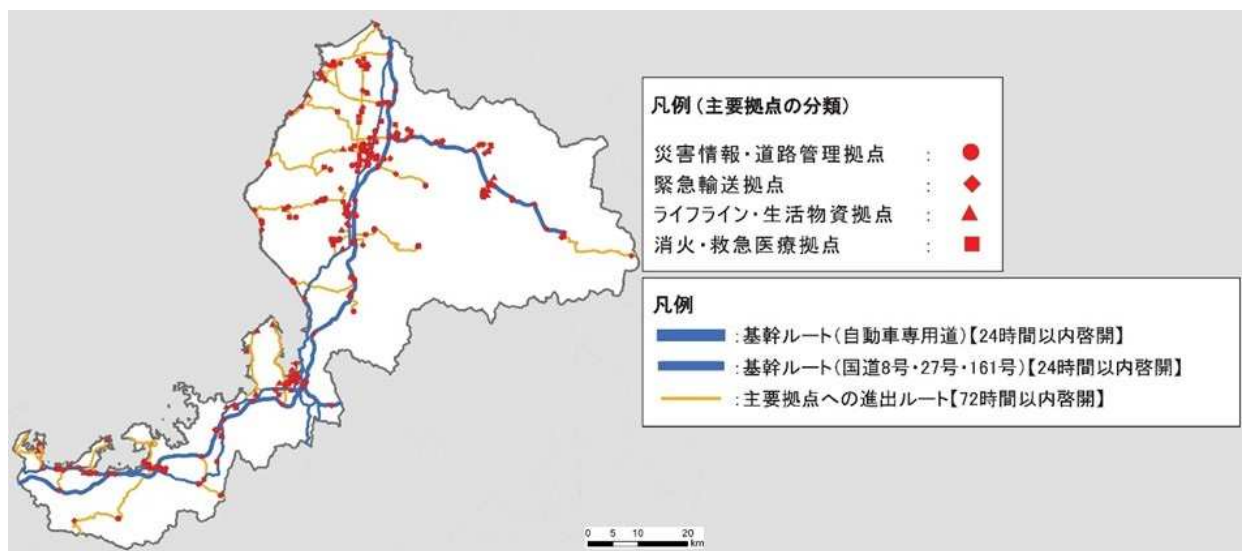
（5）地震時に通行を確保すべき道路

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げることで、多くの人の円滑な避難、緊急車両や支援物資輸送車両の通行を阻害します。そのため、地震時に優先的に通行を確保すべき緊急輸送道路（P. 39 参照）沿道の建築物の耐震化を推進します。

また、令和 6 年 10 月に策定された「福井県域道路啓開計画」では、災害時に迅速かつ的確な道路啓開*を実施するための具体的な方針が示されています。町内では、緊急輸送道路の一部が、高速道路や国道 8 号線等の基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶ進出ルート（発災後 72 時間以内に道路啓開を目標とするルート）として指定されています。（P. 40 参照）

※ 緊急車両通行のため、1 車線でもとにかく通ることができるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること

● 参考図 道路啓開計画における啓開ルート（「福井県域道路啓開計画」より抜粋）



第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) 想定地震における震度分布の予測

住宅の倒壊等を原因とする窒息・圧死、住宅・家財等財産の多大な損害から人命および個人財産を保護するためには、その地域において発生のおそれがある想定地震における建物被害等の可能性を住民に伝え、防災意識の向上や人命・個人財産を守る住宅等の耐震化を促していくことが必要であり、平成23年に作成した表層地盤のゆれやすさマップをインターネットで公表し、町民の地震に対する防災意識の醸成を図っています。

また、自主防災組織が自ら作成する防災マップの取り組みを支援し、地震時に想定される被害に関する情報の共有や、耐震改修の意識啓発を図っていきます。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断および耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応しています。また、町広報誌やホームページ等を活用し、耐震改修等に関する普及啓発を行っています。

表 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 （情報の例） ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施行者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会	
越前町	定住促進課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明 および申込み

(3) 広報資機材等の作成とその活用

耐震診断および耐震改修を図るための、国、県、関係機関作成の広報資機材を活用すると共に、町独自の事業については新たにパンフレットを作成するなど、町民へ耐震改修の周知を図ります。

表 広報資機材の一覧

名称	内容	対象	備考
普及啓発チラシ	木造住宅耐震化の周知	一般県民	窓口設置、戸別訪問、耐震診断を受けた人へ送付
耐震改修工事中のぼり旗	改修工事現場でPR	近隣住民 通行者	耐震改修現場に設置
耐震診断・改修啓発パネル	耐震化の流れを説明	来庁者 イベント参加者	窓口、各種イベントで掲示
教育教材模型	耐震構造を体験学習	子どもを含む 一般県民	各種イベントで展示、体験
広報動画	動画で耐震化を啓発	広く県民全体	動画配信サービスにて公開

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことで、別々に行うよりも安価で、工期が短くなる等のメリットについて普及を図り、リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導を行います。

(5) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、緊急時の正しい心構えと知識を身につけ、万一の場合でも適切な対応を取ることができるよう、地域が連携して地震対策を講ずることが重要です。

そのため、町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施する等、地域住民の意識啓発に努め、活動を支援します。

(6) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施し、その後耐震改修を行っていない所有者等に対し、戸別訪問や電話をするなど、フォローアップを実施します。

第4章 その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体との連携

希望者が安心して耐震診断を受け、耐震改修を行うことができるように、関係団体と連携して耐震化に関する取り組みを進めます。

(2) 居住空間の安全性の確保

耐震性のない住宅については早急に耐震改修工事を行うことが望ましいのですが、金銭的負担が大きいことや個別事情等によって、耐震改修工事がなかなか進んでいないのが現状です。

耐震改修工事を行う場合には、例えば居住時間の長い部屋(居間、寝室等)のみの耐震性を確保するといった選択肢も考えられます。

また、地震により住宅が倒壊しても生命が守れるよう安全な空間を確保するための方策として、防災ベッドや耐震テーブルの活用等があります。

その他、地震によって住宅が倒壊せずとも、家具の転倒による人的被害や転倒家屋が障害となって延焼火災等からの避難が遅れる等、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあるため、家具を固定して転倒防止すること等も重要です。

以上のようなことを踏まえ、居住空間の安全性を確保する様々な方策についても、町民の意識啓発を図っていきます。

(3) 計画の検証

近年、社会情勢は急速に変化するため、それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが予想されます。また、町が所有する建築物については、行政改革による施設の統廃合や社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態や活用方法が見直されることが想定されます。このため、本計画は、原則として5年毎に検証し、必要に応じて見直しを行います。

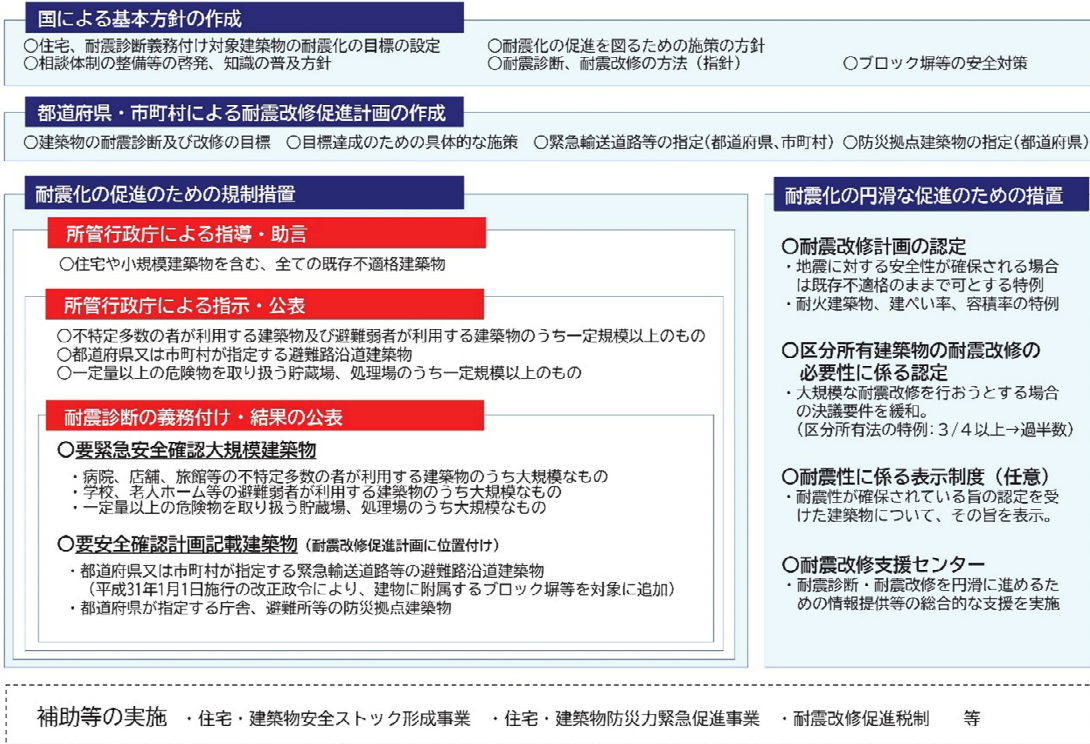
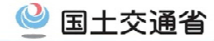
【 参 考 资 料 】

参考資料 目次

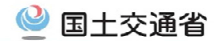
参考資料 1	建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要	19
参考資料 2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要	21
参考資料 3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	23
参考資料 4	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	32
参考資料 5	国の耐震化率の目標および算出方法	38
参考資料 6	緊急輸送道路ネットワーク計画	39
参考資料 7	福井県域道路啓開計画 啓開ルート図（丹南土木事務所管内）	40
参考資料 8	国の住宅耐震化の促進に係る新制度	41
参考資料 9	補足資料	42

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成26年11月25日改正法施行
平成31年1月1日改正政令施行



耐震診断義務付け対象建築物（要緊急）



要緊急安全確認大規模建築物

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

不特定多数の者が利用する大規模建築物※1

- ・病院、店舗、旅館等：階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館：階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物※2

- ・老人ホーム等：階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等：階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所等：階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等：階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

- 要緊急安全確認大規模建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。
- 所有者は耐震診断結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければなりません。
- 報告を受けた所管行政庁は、用途ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

※1 ○体育館（一般公共の用に供されるもの）○ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ○病院、診療所 ○劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○集会場、公堂 ○展示場 ○百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ○ホテル、旅館 ○博物館、美術館、図書館 ○遊技場 ○公衆浴場 ○飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ○理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ○車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は荷物の用に供するもの ○自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ○保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

※2 ○幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 ○小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ○老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの ○老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

耐震診断義務付け対象建築物（要安全）

要安全確認計画記載建築物

地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が指定

- ・ 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
- ・ 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀（長さ25mを超えるもの）（右図2参照）

ただし、いずれも、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

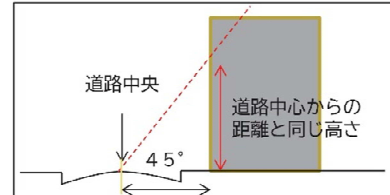
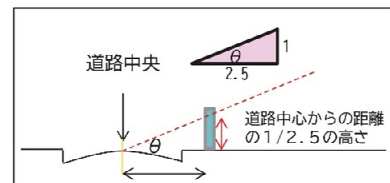


図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀



防災拠点建築物

都道府県が指定

- ・ 庁舎、病院など
- ・ 避難所として利用する体育館、旅館・ホテルなど

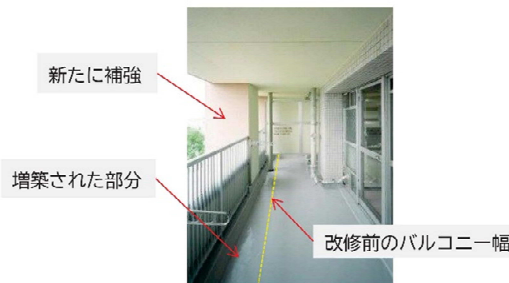
○要安全確認計画記載建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。
 ○所有者は耐震診断結果を地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告しなければなりません。
 ○報告を受けた所管行政庁は、報告期限ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- 計画の認定に係る建築物についての建築基準法の特例
 - ・ 既存不適格建築物の制限の緩和
 - ・ 耐火建築物に係る制限の緩和
 - ・ 容積率・建ぺい率の特例
 - ・ 建築確認の特例

【認定対象となる増築工事の例】



耐震性に係る表示制度

- 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、基準適合認定建築物である旨を表示できる制度。

【表示の様式】



※新耐震・旧耐震基準の別や、用途、規模等にかかわらず、すべての建築物が認定を受けることができる。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行うおうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4→過半数）

参考資料2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要

(平成30年国土交通省告示第1381号)

基本方針の概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも非構造部材等も含めて強力に耐震化。
- 所管行政庁は、全ての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- 所管行政庁は建築物の耐震改修計画や安全性に係る認定の適切かつ速やかな実施に努める。
- 地方公共団体は耐震診断及び耐震改修に要する所有者等の費用負担の軽減を図るため、助成制度や耐震化に関する融資制度等の整備・普及に努める。
- 相談窓口を設置するなど相談体制の整備及び情報提供の充実。
- 専門家・事業者の育成、資質の向上を図る。
- 地域に根差した専門家・事業者の育成、町内会による地震防災対策への取組を推進
- ブロック塀の倒壊防止、新耐震基準で建築された木造住宅の耐震性能検証、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策等についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅については令和17年度までに、要緊急安全確認大規模建築物については、令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については、早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 既存の建築物について技術指針事項に基づいて現行耐震関係規定に適合しているかどうか調査し、必要な改修を行うことが基本。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発及び知識の普及を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
- 耐震化の進捗状況や新たな施策にあわせて、適宜、計画の見直しを行う。
- 耐震改修等の目標を策定。特に耐震診断義務付け対象建築物については、耐震化の目標を設定。さらに庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに用途ごとに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、災害時の拠点施を連絡する道路など、重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、避難等の妨げとなる恐れの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。
- 詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発及び知識の普及、町内会等との連携策等について記載。

建築基準法の規定による勧告・命令等の実施。

- 全ての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

参考資料3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計

画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、

特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事又は建築副主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

附 則 抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

参考資料4 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成7年12月22日政令第429号)

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 (抜粋)

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場

- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物

- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則 抄

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

参考資料5 国の耐震化率の目標および算出方法

① 耐震化率の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、耐震化率の目標を次のとおり定めています。

建築物の用途・分類	現 状 (令和 5 年)	目 標	
		(令和 12 年)	(令和 17 年)
住 宅	90%	—	耐震性の不足するもの をおおむね解消
要緊急安全確認大規模 建築物	—	耐震性の不足するもの をおおむね解消	—

② 耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅および多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法が示されており、これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記ようになります。

これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物数を推計し、耐震化率を推計します。

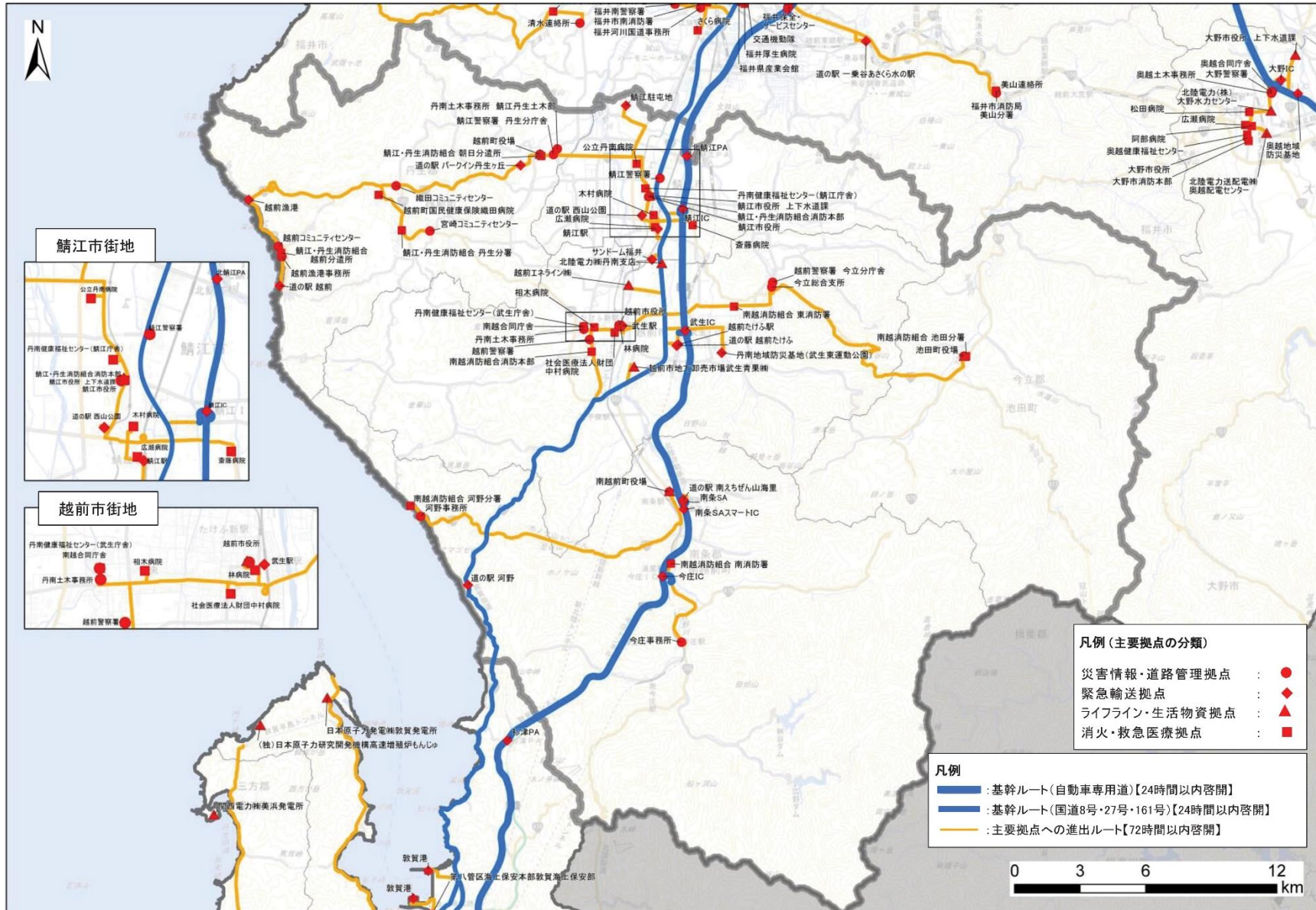
<住宅>

- ・戸建て住宅 ……33.5%
- ・共同住宅 ……70.6%

<特定建築物>

- ・学校 ……29.8%
- ・病院・診療所 ……42.1%
- ・社会福祉施設 ……44.6%
- ・ホテル・旅館等 ……35.8%
- ・店舗・百貨店 ……47.8%
- ・賃貸共同住宅 ……76.0%
- ・その他 ……49.6%

啓開ルート図【丹南土木事務所管内】



参考資料8 国の住宅耐震化の促進に係る新制度

① 住宅の耐震化を総合的に支援するメニューの創設

住宅の耐震化に向け積極的な取組みを定めた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定して実施する地方公共団体に対し、補強設計および耐震改修を総合的に支援する制度が平成30年度に創設されました。

② 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

耐震化を促進する取組みを規定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めていきます。

<耐震化を促進する取組>

- ・戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- ・耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ・改修事業者等への技術力向上を図る取組および住宅所有者から改修事業者への接触が容易となる取組
- ・耐震化の必要に係る周知・普及

参考資料8 補足資料

【 P.7 危険物関係特定建築物 】

危険物関係特定建築物に該当する危険物の数量等については以下のとおりです。

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上、かつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を慣用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
④マッチ	300マッチトン（※）
⑤燃性のガス（⑦及び⑧を除く。）	2万m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物20 t 劇物200 t

（※） マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200 個、約 120g